訪問リハビリテーションの運営規定

(事業の目的)

1. 医療法人 立清会 宇佐リハビリ診療所が行う訪問リハビリテーションの事業は、

利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、その他必要な

　リハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、そ

　の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復

　を計ることを目的にとする。

(運営の方針)

1. 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(１)　指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しく悪化の予防又

　は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行

うものとする。

(２)　自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い常にその改善を

計るものとする。

(３)　指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示及び訪問リハビリ

テーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資

するよう妥当適切に行う。

(４)　指定訪問リハビリテーションの提供にあったては、懇切丁寧に行うことを旨とし、

　利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう

説明を行う。

(５)　常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境等の的確な把握に

　勤め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(事業所の名称及び所在地)

1. この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(１)　名　称　宇佐リハビリ診療所

(２)　所在地　大分県宇佐市大字山本１６５８

　(従業員の職種、員数及び職務の内容)

1. この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

　　理学療法士　　（常勤１名）

　　理学療法士は、医師の指示に及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身

機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

1. 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
	1. 営業日　月曜日から金曜日までとする。但、5月３日から5月5日、8月13日から

８月15日及び12月31日から1月3日までを除く。

* 1. 営業時間　午前の部　午前８時３０分から午後１２時３０分まで

　　　　　　午後の部　午後１時３０分から午後５時３０分までとする。

　（指定訪問リハビリテーションの内容）

1. 指定訪問リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき行う理学療法士による訪問リハビリ

テーション

　（利用料その他の費用の額）

1. 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める

基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである

ときは、その１割の額とする。さらに、法定代理受領分以外の場合は介護報酬の告示上

の額とする。

２　次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問リハビリテー

ションに要した交通費は、基本的に徴収しない。通常の事業実施地域を超えてサービスを

提供する場合、交通費として500円を徴収する。

３　通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリを行う場合は、

あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を

行い、利用者の同意を得るものとする。

　（通常の事業の実施地域）

1. 通常の事業の実施地域は、宇佐市の区域とする。

　（その他運営に関する重要事項）

第９条　サービス提供従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

* 1. 採用時研修　採用後３月以内
	2. 継続研修　　年２回

２　従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしては

　ならない。

３　従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を

　漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき

旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

４　この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人 立清会と管理者

　との協議に基づいて定めるものとする。

　　　附　則

この規定は、大分県の許可があった日（平成１２年 ４月 １日）から施行する。